

特許法施行規則等の一部を改正する省令について

平成16年3月
特許庁

1. 改正の必要性

特許関係料金の改定、審査請求手数料の一部返還の導入と共に、特許法等における減免措置の見直しを規定した特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号。以下「平成15年特許法等改正法」という。）が平成15年5月23日に公布された。この法律の施行に伴い特許法施行規則等について必要な整備を行うと共に、関係法令の実施するための整備を行う。

また、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第108号。以下「平成15年民訴法等改正法」という。）において専門訴訟に対応した鑑定制度の利便性の向上が図られており、特許等に係る審判においても効率的かつ効果的な証拠調べを行うため、特許法第151条において改正された民事訴訟法の鑑定制度が採用されている。したがって、改正された鑑定制度に関する手続の細則を定めた民事訴訟規則が整備されたのと同様に、特許法施行規則において特許等に係る審判における鑑定に関連する規定の整備を行う。

2. 改正の内容

(1) 減免措置の見直しに伴う改正

独立行政法人に対して料金納付規定を適用することに伴う規定の整備

国と同様に料金納付の規定が不適用とされていた独立行政法人が、平成15年特許法等改正法により特許法等の規定から削除され、料金納付の規定が適用されることとなったことに伴い、関係省令における引用条文の整備及び特許法第107条第4項等に規定された「国等」の引用の削除等必要な改正を行う。

特許料納付書等の減免に関する記載の整備

平成15年特許法等改正法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第119号）により、新たに設定登録料及び審査請求手数料の減免を受けられる者が追加されたため、特許料納付書及び審査請求書における減免を受けようとする旨の記載方法等の整備を行う。

共有に係る出願及び権利の減免規定の整備

平成15年特許法等改正法により、特許法における設定登録料及び審査請求手数料並びに実用新案法における実用新案技術評価請求手数料及び設定登録料に関して、従来の「国と国以外の者」の共有にかかる権利の場合だけでなく、減免を受けられる者が一人でも共有者に含まれる場合における共有の権利に関する新たな減免措置が規定された。これに伴い、特許法施行規則及び実用新案施行規則において必要な改正を行う。

(2) 特許等関係料金の返還規定

平成15年特許法等改正法による審査請求手数料の一部返還の導入に伴い、多くの返還請求書の提出が予想されるため、これに対応し、当該審査請求手数料の一部返還請求の他、特許等関係法令において規定された特許等関係料金の返還請求に際して提出する様式を関係省令に規定する。

(3) 特許料等の減免申請手続の簡素化

申請に伴う行政手続の簡素化・申請人の負担軽減のため、第三者が不正に手続きをする蓋然性が著しく低い特許料等の減免申請については本人の記名のみとし、提出者の押印の義務づけを廃止する。

(4) 鑑定制度に関する規定の改正

鑑定のために必要な事項についての協議

効率的かつ効果的な鑑定を行うため、当事者及び鑑定人等が鑑定を行うにあたって必要な事項などを事前に協議をすることができる規定を新設する。

鑑定人の陳述の方式

迅速に鑑定を行うという観点から、鑑定人が鑑定書を提出する場合に提出すべき期間を定めることができる旨の規定を新設する。

鑑定人にさらに意見を求める事項

特許法第151条において準用する民事訴訟法第215条第2項により、鑑定人が意見を述べた後で、さらに鑑定人に意見を補充させることができる旨の規定が新設されたことに伴い、意見を述べさせる事項を確認するために必要な審判官及び当事者の手続を新設する。

鑑定人質問

鑑定人に対する質問の順序については、特許法第151条において準用する民事訴訟法第215条の2第2項及び第3項の規定により定められているが、それ以外の場合でも審判長の裁量により、審判長自身や当事者等が鑑定人に対して質問をすることができること及びその質問の順序を定める規定を新設する。

また、鑑定人が意見を十分に述べられるように、鑑定人質問では、「個別的」に質問することとは規定せず、一問一答式の質問方法である証人尋問との手続の違い等を明確にするため新たに規定を設ける。

映像等の送受信による通話の方法による陳述

特許法第151条で準用する民事訴訟法第215条の3の規定により鑑定をTV会議システムを利用して行う場合の方法を新設する。

証人尋問に関する規定の準用の明確化

鑑定については、証人尋問の規定（特許法施行規則第8章第3節第2款）を包括的に準用していたため、実際に準用している規定が不明確であったことから、証人尋問の規定の準用が逐条的に明らかとなるよう整理する。

(5) 商標登録出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の様式化

商標法第9条第2項に規定する出願時の特例を受けようとする者が提出する証明書の様式を規定する。

(6) 手続の受継の明確化

手続の受継の申立書について、現在様式の備考にのみ規定されている証明書の添付を本則条文上に規定し、当該添付がない場合の補正指令等の根拠を明確化する。また、特許法第21条や第34条第5項において、特許を受ける権利の相続やその他の一般承継による

承継人が手続を受継する場合、名義変更届で行うことが規定されているため、それらの受継については、特許法施行規則第11条の5の規定の適用除外であることを明確化する。

(7) 弁理士法施行規則の改正

弁理士試験における筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有する者に対しては、その申出により、一部科目の論文試験を免除することが規定されており、具体的な対象者については弁理士法施行規則第4条各号に規定され、このうち第6号に電気通信事業法第45条第3項に規定される電気通信主任技術者資格者が挙げられている。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（非衛生15年法律第125号）により電気通信事業法第45条が同法第46条とされたため、弁理士法施行規則第4条第6号で引用される電気通信事業法第45条第3項を第46条第3項とする改正を行う。

3. 施行期日

「特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号）」の一部の施行に伴う省令改正のため、同法附則第1条第2号に規定する施行日（平成16年4月1日）から施行する。